

廃棄物処理施設設置等事前協議書等の添付書類一覧表

No.	添付書類の名称	内容	注意事項
1	事業計画の概要に関する書類		
	(1) 協議内容の概要書(別紙1)	・計画の概要、施設の概要、操業計画の概要	
	(2) 計画予定地明細書(別紙2)	・地番毎の所有者、地目、現況、地籍等	
2	協議者の事業経歴(別紙3)	・過去の事業経歴、現在までの廃棄物処理実績、関連会社の事業実績	
3	立地環境に関する書類及び図面		
	(1) 立地環境の概要書(別紙4)	・土地利用規制等の状況、予定地周辺の居住者、建物、水道水源、地下水、河川、搬入路等の状況	・原則として既存資料を利用し、事前協議書作成に際して改めてボーリング調査等を行う必要はありません。
(2) 周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面	・地形、地質の状況 ・地下水の位置、流れの状況等		
4	施設の設置場所の位置図等		
	(1) 付近の見取り図	・縮尺 ・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの排水経路 ・計画予定地への搬入路 ・敷地境界から 300m、500m の範囲	・縮尺：1/10,000～1/25,000 ・色塗：排水経路(青)、搬入路(茶)敷地境界(赤)、範囲(任意)
	(2) 公図の写し	・縮尺 ・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から 20m の範囲 ・地番、地目及び地積（規程第○条第○項第○号及び第○号該当の土地全て）	・色塗：排水経路(青)、道路(茶)、敷地境界(赤)、範囲(任意)
	(3) 周辺の土地利用現況図	・縮尺 ・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から 50m の範囲 ・敷地境界から 300m、500m の範囲 ・計画予定地からの排水経路 ・放流予定地点及び予定地点から下流 500m の範囲 ・計画予定地への搬入路 ・土地利用の状況 ・公共施設、主な建築物等の位置及び名称 ・住宅、河川、下流の水源、道路等の位置	・縮尺：1/2,500～1/5,000 ・色塗：排水路(青)、搬入路(茶)、敷地境界(赤)、範囲(任意) ・公共施設、住宅等についても分かりやすく表示してください。
(4) 周辺の土地利用規制図	・縮尺 ・計画予定地の敷地境界 ・都市計画関係(用途地域等)、関係法令の規制地域	・縮尺：1/2,500～1/5,000	
5	当該施設の構造等を説明するための書類及び図面		
	(1) 施設の構造基準適合状況(別紙5)	・施設の種類毎の技術上の基準への対応内容	
	(2) 施設配置図	・処理施設、保管場所等の配置状況 ・囲い、建屋等の配置状況	・中間処理施設及び積替え保管施設の場合に添付してください。(以下(7)まで同じ。)
	(3) 施設の平面図	・縮尺	・施設の構造を明らかにするものとしてください。
	(4) 施設の立面図	・縮尺	
	(5) 施設の断面図	・縮尺	
	(6) 施設の構造図	・縮尺	
(7) 施設の設計計算書	・廃棄物毎の処理能力 ・施設全体の処理能力	・施設の最大処理能力を明らかにするものとしてください。	

		・保管施設の保管面積、保管能力	
	(8) 現況平面図	・縮尺 ・方位 ・最終処分場の敷地境界 ・河川、道路等の位置 ・等高線	・最終処分場の場合に添付してください。(以下(17)まで同じ。) ・縮尺：1/500～1/1,000
	(9) 埋立計画平面図	・縮尺 ・方位 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・水路、道路等の位置 ・縦横断面図の測点の位置及び番号 ・切土、盛土の区分（色分け） ・法面(埋立前・後)、擁壁、堰堤等の位置 ・埋立地内の搬入道路、管理事務所、囲い、出入口、消火設備、消火用貯水池、浸出液処理施設、水質監視用の井戸等の位置及び形状 ・地質調査用ボーリングの予定地点	・縮尺：1/500
	(10) 排水計画平面図	・縮尺 ・方位 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置及び番号 ・法面(埋立前・後)、擁壁、堰堤等の位置 ・雨水集水区域、浸出液集水区域 ・雨水排水路、浸出液集水設備、浸出液処理施設、調整池、放流先河川等の位置及び形状	・縮尺：1/500 ・雨水集水区域及び汚水集水区域の面積計算書及び流量計算書を添付してください。
	(11) 防災計画平面図	・縮尺 ・方位 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置及び番号 ・遮水工、シガラ工及び段切り工並びに工事 中の仮排水路等の位置及び形状	・縮尺：1/500
	(12) 求積図（求積計算書）	・埋立地及び最終処分場の敷地の面積計算	・埋立地及び最終処分場の敷地それぞれを求積してください。
	(13) 縦断面図及び横断面図	・縮尺 ・測点番号 ・切土、盛土の区分（現況と埋立後を対比して表示すること。） ・集水設備、排水路、遮水工、擁壁等の位置 ・測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、切土、盛土、勾配（縦断面図の場合）	・縮尺：1/100～1/500 ・横断面図は必要となる地点で作成してください（原則として20m間隔）。
	(14) 土量計算書	・廃棄物量、中間覆土量及び最終覆土量	
	(15) 埋立関連施設の詳細図	・縮尺 ・搬入道路、遮水工、管理事務所、囲い、出入口、消火設備等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付してください。
	(16) 排水関連施設の詳細図	・縮尺 ・雨水排水路、浸出液集水設備、浸出液処理施設、調整池、放流施設等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付してください。
	(17) 防災施設の詳細図	・縮尺 ・擁壁、堰堤、シガラ工、段切り工等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付してください。
6	当該施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面		
	(1) 施設の維持管理計画書 (別紙6)	・施設の種類毎の維持管理に関する技術上の基準への対応内容	・必要に応じて図面等を添付してください。
7	処理工程図（中間処理施設及び積替え保管施設の場合） 跡地利用計画の概要図（最終処分	・廃棄物毎の処理工程 ・跡地利用の概略	・処理工程図については、受入れから処理終了にいたる過程のフローチャートとしてください。

	場の場合)		・縮尺：1/500（跡地利用計画の概要図について）
8	周辺生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面		
	(1) 生活環境保全対策計画書 (別紙7)	・処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音・振動、悪臭等に関する具体的な対策等	・必要に応じて図面等を添付してください
	(2) 保全対策関連設備の構造図	・縮尺	・施設の構造を明らかにするものとしてください。
	(3) 保全対策関連設備の処理系統図	・設備の配置、処理工程等	
	(4) 保全対策関連設備の設計計算書	・設備の能力	
	(5) 災害防止計画書(別紙8)	・飛散・流出防止、公共水域又は地下水の汚染防止、火災発生防止等	・最終処分場の場合に添付してください。
9	事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類 (別紙9)	・施設の設置等、維持管理に要する資金等 ・資金の調達方法	・金融機関の融資証明等の添付は要しません。
10	生活環境影響調査方法書 (別紙 10-1)	・生活環境影響調査を実施する施設の概要 ・調査方法の整理 ・現況把握の方法 ・予測調査対象地域・範囲 ・予測方法及び分析方法	
11	地質等調査方法書 (別紙 10-2)	・調査方法の整理 ・現況把握の方法 ・試料採取の対象場所、土質試験の方法 ・地下水の水位による影響の予測方法及び沈下の防止方法 ・その他事項	
12	関係地域住民等との合意形成手続きに関する申立書(別紙 11)	・協議者住所及び氏名（自署）並びに押印 ・説明会の開催予定地区	
13	事前協議書提出確認書(別紙 12)		・確認書の写しを提出してください。
14	土地の登記事項証明書		
	(1) 廃棄物処理施設の設置場所の土地に関するもの		
	(2) 廃棄物処理施設の敷地境界から 20m 以内に存する土地に関するもの		
15	事前協議をしようとする者に関する書類		
	(1) 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書		・事前協議をしようとする者が法人の場合に添付してください。
	(2) 住民票の写し		・事前協議をしようとする者が個人の場合に添付してください。
16	その他市長が必要と認める書類		
備 考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の図面に入らない時は、適宜別の図面にまとめるてください。</li> <li>・図面の縮尺は、見やすいものとなるよう、適宜調節してください。</li> <li>・別紙5及び別紙6は、協議の対象となる施設の項目について整理することができます。</li> <li>・変更申出書及び変更届出書には、変更のある部分に関する書類及び図面を添付してください。</li> </ul>			

(別紙1)

## 協議内容の概要書

### I 計画の概要

#### 1 概要説明

--

#### 2 処理施設の使用形態

自己処理施設として使用	廃棄物処理業として使用
-------------	-------------

#### 3 事前協議の種別（新設、既存の別等）

	新設
	既存施設の構造変更
	既存施設的能力変更 [ <input type="checkbox"/> 処理能力の増加、 <input type="checkbox"/> 処理能力の減少 ]
	既存施設の使用形態の変更 [ ]
	その他 [ ]

※既存施設の変更の場合には、その内容（設備、処理品目、処理能力等）を記載してください。

変更内容：

変更前	変更後

本計画の担当者の役職・氏名	(担当者の連絡先：      —      —      )
---------------	--------------------------------





### Ⅲ 操業計画の概要

#### 1 施設の稼働に関する計画

操業予定時間	週 ( ) 操業 月 ( ) 操業	時間/日 ( 時 ~ 時)				
施設稼働時間	週 ( ) 稼働 月 ( ) 稼働	時間/日 ( 時 ~ 時)				
埋立予定期間 (最終処分場の場合)	年 月 ~ 年 月 ( 年間)					
1日の搬入・搬出の 予定量及び その時間帯等	【搬入】	/日 (予定搬入車両 台/日) 時 ~ 時				
	【搬出】	/日 (予定搬出車両 台/日) 時 ~ 時				
作業員等の人数	役員	使用人	事務員	作業員	その他	合計
	人	人	人	人	人	人

#### 2 処理後物の処理又は再生利用状況 (積替え保管施設の場合は、積替え前後の状況を記載してください。)

処理前		処理後			
廃棄物の種類	処理方法	処理後物の種類 (名称)	発生量	処理又は再利用方法	処理又は再利用先の名称及び所在地

#### 3 覆土材の確保状況 (最終処分場の場合)

確保量	
確保方法	
保管場所	

#### 4 周辺整備計画 (道路の拡幅、敷地の緑化率など)

--

※敷地緑化を行う場合は、その緑化率	[            ] % (緑化面積            m <sup>2</sup> /敷地面積            m <sup>2</sup> )
-------------------	--





(別紙4)

## 立地環境の概要書

### 1 予定地の土地利用規制等の状況

#### (1) 都市計画関係

	都市計画区域		市街化区域	用途地域	
	都市計画区域外		市街化調整区域		

#### (2) 特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等の調査結果（敷地境界から100m以内の存在）

重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、 史跡名勝天然記念物、登録記念物、 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）	緑地環境保全地域（県条例）
国立公園、国定公園（自然公園法）、 県立公園（群馬県条例）	特別緑地保全地区（都市緑地法）
風致地区（都市計画法）	生息地等保護区（種の保存法）
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 （自然環境保全法）群馬県自然環境保全地域	鳥獣保護区（鳥獣保護法）
	該当区域等無し

#### (3) 特に静穏の配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から100m以内の存在）

学校、専修学校、各種学校（学校教育法）	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型 老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老 人ホーム、有料老人ホーム（老人福祉法）
児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住宅型 児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、 母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護 施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、 障害児通所支援事業所（児童福祉法）	母子福祉施設（母子及び寡婦福祉法）
認定こども園（認定こども園法）	公共職業能力開発施設、職業能力開発 総合大学校（職業能力開発促進法）
救護施設、更生施設、医療保護施設 宿所提供施設（生活保護法）	介護老人保健施設（介護保険法）
病院、入院施設を有する診療所、入所施設を 有する助産所（医療法）	サービス付高齢者向け住宅 （高齢者の住居の安定確保に関する法律）
公民館（社会教育法）	障害福祉サービスを行う事業所、障害者支援施 設、福祉ホーム（障害者自立支援法）
図書館（図書館法）	
博物館、博物館相当施設（博物館法）	該当施設無し

(4) 静穏の配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から20m以内の存在）

保健所（地域保健法） 児童家庭支援センター（児童福祉法）	検疫所（検疫法）
入院施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所（医療法）	知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法）
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法）	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター（老人福祉法）
授産施設（生活保護法）	更生保護施設（更生保護事業法）
授産施設、隣保館等の施設（社会福祉法）	福祉サービスを行う事業所（③に該当するものを除く）地域活動支援センター（障害者自立支援法）
	該当施設無し

(5) 災害防止等のために保全を図る必要のある区域等の調査結果（敷地境界から10m以内の存在）

砂防指定地（砂防法）	工業用水道専用の土地（工業用水道事業法）
市町村の消防水利施設（消防法）	宅地造成工事規制区域（宅地造成規制法）
県又は水防管理団体の水防施設（水防法）	河川区域（河川法）
国、県又は土地改良区の用排水機、地下水源利用設備（土地改良法）	急傾斜地崩壊危険区域（がけ崩れ防止法） 地すべり防止区域（地すべり防止法）
保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設予定地区（森林法）	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
水道施設専用の土地（水道法）	気象等観測・通報施設の土地
公共下水道、流域下水道、都市下水路施設の専用の土地（下水道法）	国、地方公共団体、土地改良区が設置するため池、防風林等
	該当区域等無し

(6) 生活環境の保全を図る必要のある地域等の調査結果（設置場所に含まれないこと。）

公共用地、土地利用計画のある土地	
農用地区域内の農地（農振法）	該当区域等無し

(7) 【最終処分場の場合】他の最終処分場との近接調査結果（敷地境界から1km以内の存在）

最終処分場（廃止確認を受けたものを除く）	公共・公営の最終処分場計画地
事前協議中の最終処分場計画地	該当最終処分場無し

(8) 【焼却施設、最終処分場の場合】生活環境の保全に特に適正な配慮の必要のある地域等の調査結果（敷地境界から100m以内の存在）

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	公営住宅団地
	該当地域及び施設無し

2 予定地周辺の住民の状況

50m 以内の世帯数	戸
300m 以内の世帯数	戸

敷地境界から 最も近い世帯	m
------------------	---

3 予定地周辺の住宅以外の建築物の状況 (300m 以内)

建築物の名称	予定地からの距離	建築物の名称	予定地からの距離

4 【最終処分場の場合又はその他の施設で放流若しくは地下浸透がある場合】

予定地周辺の水道水源の状況 (おおむね 5km 以内。その他の施設においては、表流水の取水は下流側に限る。)

水道水源名 (又は所在地)	設置者	取水方法	取水河川名	施設からの距離

5 予定地周辺の地下水及び湧水の状況 (おおむね 500m 以内、湧水は下流側に限る。)

地下水及び湧水の利用状況	民間及び個人施設	戸	(うち飲用	戸)
	公共施設	施設	(うち飲用	施設)

6 予定地内の河川、水路等の状況

予定地内の河川、水路等	有 ・ 無	※有の場合 名称：
-------------	-------	--------------

7 予定地からの排水先概要 (予定地から一級河川までの流路の名称を記載してください。)

処理施設からの排水	放流・地下浸透・無 (回収含む)	
生活雑排水	放流・地下浸透・無 (回収含む)	
敷地内の雨水排水	放流・地下浸透・無 (回収含む)	
敷地外からの雨水排水	放流・地下浸透・無 (回収含む)	

8 放流予定地点の状況及び放流予定地点から 500m 以内の水利権者、水利用者の状況

放流地点の所在地	放流河川名称	利用の形態	水利権者及び水利用者の名称等

9 予定地への主たる進入経路

(最寄の国道、県道又は市道から予定地までの搬入経路を記載してください。)

--

(別紙5)

## 施設の構造基準適合状況

### 1 中間処理施設

#### (1) 共通項目

基準項目	対応内容	参考
構造耐力上の安全性		自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対し構造耐力上安全であること。
腐食防止措置		廃棄物、処理に伴い生ずる排ガス、排水及び使用薬剤等による腐食を防止するための必要な措置が講じられていること。
廃棄物の飛散防止措置		飛散防止のために必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
廃棄物の流出防止措置		流出防止のために必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
廃棄物からの悪臭の発散防止措置		悪臭の発散防止のために必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
騒音・振動の発生防止措置		著しい騒音・振動を発生し、生活環境を損なわない施設であること。
地下浸透防止措置		有害物質を地下浸透させない施設であること。
排水処理設備		施設から排水を放流する場合は、排水の水質を生活環境保全上支障がないものとできること。
廃棄物の受入れ設備、保管場所		施設の処理能力に応じた十分な容量があること。保管場所であることの表示が掲示板及び区画線等で表示されていること。
処理後物の貯留設備		処理後物の搬出計画を考慮した適切な貯留設備であること
性状分析の設備		処理する廃棄物の性状を分析することのできる設備であること。
事業場周囲の囲い等		
囲い		みだりに人が事業場に立ち入ることを防止できるものであること。
立札その他の設備		規定の様式により、事業場囲いの入口の見やすい場所に設置されるものであること。
建屋		飛散、流出、悪臭の発散等を防止することができる構造であること。
消火設備		取り扱う廃棄物の種類及び量並びに中間処理の方法に応じた適切な設備であること。

(2) 汚泥の脱水施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され、又は被覆されていること。

(3-1) 汚泥の乾燥施設（機械式）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		施設の煙突から排出されるガスを生活環境保全上支障がないものにできること。

(3-2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥式）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
乾燥床の側面・底面の構造	<input type="checkbox"/>		不透水性の材料が用いられていること。
地表水の流入防止	<input type="checkbox"/>		乾燥床の周囲に、地表水の流入防止のための開渠その他の設備が設けられていること。

(4-1) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB等、産業廃棄物の焼却施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
供給装置	<input type="checkbox"/>		外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入できること。
燃焼室			
燃焼室の構造	<input type="checkbox"/>		燃焼ガス温度が 800℃(PCB等の場合は 1,100℃。無害化施設は 850℃)以上の状態で焼却できること。 上記の温度で 2 秒以上滞留できること。 外気と遮断されたものであること。
助燃装置	<input type="checkbox"/>		燃焼ガスの温度を速やかに 800℃(PCB等の場合は 1,100℃。無害化施設は 850℃)以上にし、かつ、その温度を保てるものであること。
空気供給装置	<input type="checkbox"/>		燃焼に必要な量の空気を供給できるもの(空気量調節機能を有するものに限る。)であること。
燃焼ガス温度測定装置	<input type="checkbox"/>		燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続測定し、かつ、記録することができること。
冷却設備	<input type="checkbox"/>		集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200℃以下に冷却できること。
集じん器流入燃焼ガスの温度測定装置	<input type="checkbox"/>		冷却後の燃焼ガス温度を連続測定し、かつ、記録することができること。

排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにできるものであること（高度なばいじん除去機能を有するものに限る）。
排ガス中の CO 濃度測定装置	<input type="checkbox"/>		排ガス中の CO 濃度を連続測定し、かつ、記録することができること。
灰出し設備及び貯留設備	<input type="checkbox"/>		ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができること。
灰出し設備			
灰出し設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない構造であること。
熔融設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰を融点以上に行うこと。（熔融を行う場合）
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにできるものであること。（熔融を行う場合）
焼成設備の構造	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成することができること。（焼成を行う場合）
温度測定装置	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度を連続測定し、かつ、記録することができること。（焼成を行う場合）
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにできるものであること。（焼成を行う場合）
混練装置	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合できること。（セメント固化処理又は薬剤処理を行う場合）
※廃油、PCB 等の場合			
流出防止堤等、床面・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		事故時における受入設備からの廃油の流出を防止することができること。施設の設置床面等は、廃油が浸透しない材料で築造又は被覆されていること。

(4-2) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設（ガス化改質）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
ガス化設備			
加熱装置	<input type="checkbox"/>		ガス化に必要な温度に加熱し、かつ、これを保つことができること。
ガス化設備の構造	<input type="checkbox"/>		外気と遮断されたものであること。
改質設備			

改質設備の構造	<input type="checkbox"/>		ガスの改質に必要な温度及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。 外気と遮断されたものであること。
爆発防止措置	<input type="checkbox"/>		爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
改質設備内のガス温度の測定装置	<input type="checkbox"/>		改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録できること。
冷却設備	<input type="checkbox"/>		除去設備に流入する改質ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却できること。
改質ガスの温度測定装置	<input type="checkbox"/>		除去設備に流入する改質ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録できること。
除去設備	<input type="checkbox"/>		改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去できること。
灰出し設備及び貯留設備	<input type="checkbox"/>		ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができること。
灰出し設備			
灰出し設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない構造であること。
熔融設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰を融点以上にできること。(熔融を行う場合)
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができること。(熔融を行う場合)
焼成設備の構造	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成することができること。(焼成を行う場合)
温度測定装置	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度を連続測定し、かつ、記録することができること。(焼成を行う場合)
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができること。(焼成を行う場合)
混練装置	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができること。(セメント固化処理又は薬剤処理を行う場合)

(4-3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設（電気炉等）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
燃焼炉の構造	<input type="checkbox"/>		廃棄物を焼却し、かつ、溶鋼を得るために必要な温度を保てること。 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないこと。

溶鋼の温度測定装置	<input type="checkbox"/>		溶鋼の炉内又は炉出口における温度を定期的に測定できること。
集じん器流入ガスの温度測定装置	<input type="checkbox"/>		集じん器への流入ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録できること。
冷却設備	<input type="checkbox"/>		集じん器に流入するガスの温度を概ね 200℃以下に冷却できること。
排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができること(高度なばいじん除去機能を有するものに限る)。
灰出し設備及び貯留設備	<input type="checkbox"/>		ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができること。
灰出し設備			
灰出し設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない構造であること。
熔融設備の構造	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰を融点以上にすることができること。(熔融を行う場合)
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。(熔融を行う場合)
焼成設備の構造	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができること。(焼成を行う場合)
温度測定装置	<input type="checkbox"/>		焼成炉中の温度を連続測定し、かつ、記録することができること。(焼成を行う場合)
排ガス処理設備等	<input type="checkbox"/>		処理に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができること。(焼成を行う場合)
混練装置	<input type="checkbox"/>		ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができること。(セメント固化処理又は薬剤処理を行う場合)

(5) 油水分離施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
流出防止堤等	<input type="checkbox"/>		事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止することができること。
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され、又は被覆されていること。

(6) 中和施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され、又は被覆されていること。
供給量調節設備及びかくはん装置	<input type="checkbox"/>		廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節できるものであること。 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤を混合することができるものであること。

(7) 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
集じん器、散水装置等	<input type="checkbox"/>		破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止できること。

【以下、破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合】

供給設備	<input type="checkbox"/>		廃プラスチック類を定量ずつ連続的に成型設備に投入できること。
成型設備の温度等の測定装置	<input type="checkbox"/>		設備内の温度又は設備出口に置ける温度若しくはCO濃度を連続的に測定することができること。
冷却設備			
冷却設備の構造	<input type="checkbox"/>		圧縮固化した廃プラスチック類の温度を、外気温度を大きく上回らない程度に冷却できること。
入口・出口の温度測定装置	<input type="checkbox"/>		冷却設備の入口・出口における温度を連続的に測定できること。
設備内の温度又はCO濃度測定装置	<input type="checkbox"/>		冷却設備内の温度又はCO濃度を連続的に測定することができること。
保管設備			
換気設備	<input type="checkbox"/>		常時換気することができること。
消火設備	<input type="checkbox"/>		散水装置、消火栓等が設けられていること。
※サイロ等で保管を行う場合			
保管設備			
温度及びCO濃度測定装置	<input type="checkbox"/>		保管設備内の温度及びCO濃度を連続的に測定し、かつ、記録することができること。
取り出し構造又は発火防止設備	<input type="checkbox"/>		異常時に、廃プラスチック類を速やかに取り出せる構造であること。 不活性ガス封入装置等が設けられていること。
※ピット等での保管の場合であって保管期間が7日を超える場合等			
保管設備			
表面温度監視装置	<input type="checkbox"/>		圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視できること。

温度測定装置	<input type="checkbox"/>		保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録することができること。
※サイロ等での保管の場合であって保管期間が7日を超える場合			
保管設備			
発熱等防止装置	<input type="checkbox"/>		圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は熱の蓄積を防止することができること。
表面温度監視装置	<input type="checkbox"/>		圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視できること。
温度又はCO濃度測定装置	<input type="checkbox"/>		保管設備内の温度、CO濃度等を連続的に監視し、かつ、記録することができること。
発火防止設備	<input type="checkbox"/>		不活性ガス封入装置等が設けられていること。

### (8) 汚泥のコンクリート固化施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され、又は被覆されていること。
混練設備	<input type="checkbox"/>		汚泥、セメント及び水を均一に混合することができること。

### (9) 汚泥のばい焼施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され又は被覆されていること。
排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにできるものであること。
ばい焼設備			
ばい焼設備	<input type="checkbox"/>		概ね 600℃以上の状態でばい焼することができること。
加熱装置	<input type="checkbox"/>		速やかに概ね 600℃以上の温度に上昇させ、かつ、その温度を保つことができること。
水銀ガス回収設備	<input type="checkbox"/>		ばい焼により発生する水銀ガスを回収することができること。

### (10-1) シアン分解施設（高温熱分解方式）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され又は被覆されていること。
排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		煙突から排出されるガスを生活環境保全上支障が生じないようにできるものであること。
分解室			
分解室の構造	<input type="checkbox"/>		出口における炉温が概ね 900℃以上の状態で分解することができること。

助燃装置	<input type="checkbox"/>		出口における炉温を速やかに概ね 900℃以上に上昇させ、かつ、保つことができること。
空気供給装置	<input type="checkbox"/>		分解室への供給空気量を調節できること。

(10-2) シアン分解施設（酸化分解方式）

基準項目	対応状況	対応内容	参考
床・地盤面の構造	<input type="checkbox"/>		施設の設置床面等が不透水性材料で築造され又は被覆されていること。
供給量調節設備及びかくはん装置	<input type="checkbox"/>		廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節できるものであること。 廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤を混合することができるものであること。

(11) 廃石綿等、石綿含有廃棄物の溶融施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
供給装置	<input type="checkbox"/>		外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に投入できること。
溶融炉			
溶融炉の構造	<input type="checkbox"/>		1,500℃以上の状態で溶融できること。 溶融に必要な滞留時間の間、1,500℃以上の温度を保つことができること。
空気供給装置	<input type="checkbox"/>		燃焼に必要な量の空気を調節して供給できるものであること。
炉内温度測定装置	<input type="checkbox"/>		溶融炉内の温度の連続測定・記録ができること。
排ガス処理設備	<input type="checkbox"/>		排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにできるものであること（高度なばいじん除去機能を有するものに限る）。
流動状態確認設備	<input type="checkbox"/>		溶融処理生成物の流動状態が確認できること。
※炉内投入のために石綿含有廃棄物を破碎する必要がある場合			
破碎設備			
監視設備	<input type="checkbox"/>		破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に確認できること。
建物	<input type="checkbox"/>		破碎設備は建物の中に設置されていること。
集じん器、散水装置等	<input type="checkbox"/>		破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止できること。

## 施設の構造基準適合状況

### 2 最終処分場

#### (1) 安定型最終処分場

基準項目	対応状況	対応内容	参考
地滑り防止工又は沈下防止工	<input type="checkbox"/>		地盤の滑り、設備の沈下防止に関して適切な対応であること。
立て札その他の設備	<input type="checkbox"/>		規定の様式により、最終処分場の入口の見やすい場所に設置されるものであること。
擁壁、えん堤等設備			
構造耐力上の安全性	<input type="checkbox"/>		自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であること。
腐食防止措置	<input type="checkbox"/>		埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な対策であること。
埋立地周囲の囲い等			
囲い	<input type="checkbox"/>		みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止できる構造であること。
杭その他の設備	<input type="checkbox"/>		埋立地の範囲を明らかにすることができるものであること。
保安距離	<input type="checkbox"/>		埋立地の周囲に必要な保安距離を確保していること。
埋立地内部の雨水排水設備	<input type="checkbox"/>		擁壁等の安定性保持のため、雨水等の排出が適切に行えること。
浸透水採取設備	<input type="checkbox"/>		水質検査用の浸透水を採取できること。
法面等			
法面の構造	<input type="checkbox"/>		規定の基準(勾配、小段、地すべり防止措置、湧水等の排水設備の設置等)を満たしていること。
小段排水溝・縦排水溝	<input type="checkbox"/>		埋立地内部の雨水等を適切に排出することができるものであること。
埋立地周囲の開渠等	<input type="checkbox"/>		埋立地内への地表水の流入を防止することができるものであること。
周縁地下水の監視用井戸等	<input type="checkbox"/>		周縁地下水の水質検査用の試料採取が行えるものを埋立地の上流及び下流側に設置すること。
管理事務所	<input type="checkbox"/>		廃棄物の埋立処分の管理を的確に行なえるものであること。
搬入路	<input type="checkbox"/>		埋立地内の設備に支障なく、かつ、安全に搬入車両が通行できる構造であること。
消火設備	<input type="checkbox"/>		取り扱う廃棄物の種類及び量並びに最終処分場の規模に応じた適切な設備であること。
覆土用土砂の保管場所	<input type="checkbox"/>		必要な覆土用土砂を適切に保管できる場所であること。

(2) 管理型最終処分場

基準項目	対応状況	対応内容	参考
埋立地周囲の囲い等			
囲い	<input type="checkbox"/>		みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止できる構造であること。
杭その他の設備	<input type="checkbox"/>		埋立地の範囲を明らかにすることができるものであること。
立て札その他の設備	<input type="checkbox"/>		規定の様式により、最終処分場の入口の見やすい場所に設置されるものであること。
地滑り防止工又は沈下防止工	<input type="checkbox"/>		地盤の滑り、設備の沈下防止に関して適切な対応であること。
擁壁、えん堤等設備			
構造耐力上の安全性	<input type="checkbox"/>		自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であること。
腐食防止措置	<input type="checkbox"/>		埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な対策であること。
遮水工(不透水性地層があるものを除く。)			
遮水層	<input type="checkbox"/>		次のいずれかの要件を満たしていること。 ア：粘土その他の材料の層(厚さ 50cm 以上、透水係数 10nm/s 以下)の表面に遮水シート敷設 イ：アスファルト・コンクリートの層(厚さ 5cm 以上、透水係数 1nm/s 以下)の表面に遮水シート敷設 ウ：不織布その他の物の表面に二重の遮水シート敷設
基礎地盤	<input type="checkbox"/>		荷重等の負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、平らな状態であること。
日射による劣化防止措置	<input type="checkbox"/>		遮光性のある不織布等で覆うことにより遮水層の保護ができるものであること。
遮水工(地下の全面に不透水性地層があるもの)			
遮水構造	<input type="checkbox"/>		次のいずれかの要件を満たしていること。 ア：周囲の地盤がルジオンチ 1 以下まで固化されていること。 イ：壁(厚さ 50cm 以上、透水係数 10nm)が不透水性地層まで設置されていること。 ウ：鋼矢板(浸出防止措置が講じられているもの)が設置されていること。 エ：上記遮水層、基礎地盤、劣化防止措置の基準に適合していること。

地下集排水設備	<input type="checkbox"/>		地下水を有効に集め、かつ、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠等であること。
保有水等集排水設備	<input type="checkbox"/>		保有水等を有効に集め、かつ、排出できる堅固で耐久力を有する管渠等であること。
調整池	<input type="checkbox"/>		浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質の調節ができる耐水構造のものであること。
浸出水処理設備	<input type="checkbox"/>		放流水を水質基準等に適合させることができる能力を有すること。
埋立地周囲の開渠等	<input type="checkbox"/>		埋立地内への地表水の流入を防止することができるものであること。
法面等			
法面の構造	<input type="checkbox"/>		規定の基準(勾配、小段、地すべり防止措置、湧水等の排水設備の設置等)を満たしていること。
小段排水溝・縦排水溝	<input type="checkbox"/>		埋立地内部の雨水等を適切に排出することができるものであること。
周縁地下水の監視用井戸等	<input type="checkbox"/>		周縁地下水の水質検査用の試料採取が行えるものを埋立地の上流及び下流側に設置すること。
管理事務所	<input type="checkbox"/>		廃棄物の埋立処分の管理を的確に行なえるものであること。
搬入路	<input type="checkbox"/>		埋立地内の設備に支障なく、かつ、安全に搬入車両が通行できる構造であること。
消火設備	<input type="checkbox"/>		取り扱う廃棄物の種類及び量並びに最終処分場の規模に応じた適切な設備であること。
覆土用土砂の保管場所	<input type="checkbox"/>		必要な覆土用土砂を適切に保管できる場所であること。

## 施設の構造基準適合状況

### 3 積替え又は保管施設

基準項目	対応状況	対応内容	参考
積替え場所			
周囲の囲い	<input type="checkbox"/>		積替え場所の周囲には囲いを設けること。
表示	<input type="checkbox"/>		廃棄物の積替えの場所であることを表示した掲示板を設置すること。
廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散防止措置	<input type="checkbox"/>		飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散防止のための必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
衛生害虫、ねずみ等の発生防止措置	<input type="checkbox"/>		衛生害虫、ねずみ等の発生防止に必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
仕切り	<input type="checkbox"/>		石綿含有廃棄物がその他のものと混合することを防止する仕切りを設けること。
保管場所			
周囲の囲い	<input type="checkbox"/>		保管場所の周囲に囲いを設けること。囲いに荷重をかける場合は、構造耐力上安全であること。
表示	<input type="checkbox"/>		廃棄物の積替えのための保管場所であることを表示した掲示板を設置すること。
廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散防止措置	<input type="checkbox"/>		飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散防止のための必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
排水溝、不浸透性床面	<input type="checkbox"/>		汚水が生じるおそれのある場合、汚水を排除する排水溝を設置し、不浸透性材料による床面の覆いを行なうこと。
衛生害虫、ねずみ等の発生防止措置	<input type="checkbox"/>		衛生害虫、ねずみ等の発生防止に必要な構造であること又は必要な設備を設置していること。
仕切り	<input type="checkbox"/>		石綿含有廃棄物がその他のものと混合することを防止する仕切りを設けること。
事業場周囲の囲い等			
囲い	<input type="checkbox"/>		みだりに人が事業場に立ち入ることを防止できるものであること。
立札その他の設備	<input type="checkbox"/>		事業場囲いの入口の見やすい場所に設置されるものであること。
建屋	<input type="checkbox"/>		飛散、流出、悪臭の発散等を防止することができる構造であること。
保管場所の区画	<input type="checkbox"/>		廃棄物の種類ごと、かつ搬出先ごとに区分されたものであること。
消火設備	<input type="checkbox"/>		取り扱う廃棄物の種類及び量に応じた適切な設備であること。

(別紙6)

## 施設の維持管理計画書

### 1 中間処理

#### (1) 共通項目

基準項目	対応状況	参考
廃棄物の性状の分析又は計量方法		受け入れる廃棄物の種類及び量が、当該施設の処理能力に見合ったものとなるような方法とすること。
施設への廃棄物の投入方法		当該施設の処理能力を超えないような方法とすること。
廃棄物流出時の対応方法		異常事態の際の運転停止、流出した廃棄物の回収等の措置が適切に行える計画とすること。
施設の点検、機能検査		施設の正常な機能維持が図れる点検等を定期的に行うこと。
飛散防止措置		廃棄物の飛散防止のための具体的な方法を示すこと。
流出防止措置		廃棄物の流出防止のための具体的な方法を示すこと。
悪臭発散防止措置		悪臭を周辺に発散させないような具体的な方法を示すこと。
蚊、ハエ等の発生防止措置		薬剤の散布等の対応方法を示すこと。
清潔保持対策		構内を清潔に保つことができる方法とすること。
騒音・振動防止措置		周囲の生活環境を損なわないような方法とすること。
施設からの排水処理		
排水処理方法		施設からの排水を生活環境保全上の支障が生じないものとしてできる方法とすること。
放流水の水質検査		生活環境保全上必要な水質確認が行える頻度で実施すること。
維持管理記録の作成・保存		作成する具体的な記録等の種類、それら記録の保存方法及び保存期間などを具体的に示すこと。
囲い等の管理		事業場周囲の囲いは、みだりに人が立ち入ることを防止できるような管理を行なうこと。
立札等の管理		内容の変更があった場合に表記を変更し、見やすい状態とする管理を行なうこと。
搬入路等の管理		搬入路等の清掃、補修等の管理体制及び交通安全対策を示すこと。
防火対策		火災発生防止のため、消火設備の設置、火気取締り責任者の設置、消火体制の整備、消火設備の点検方法等を示すこと。

## (2) 汚泥の脱水施設

基準項目	対応状況	参考
ろ布又は脱水機の洗浄方法		脱水機能の低下を防止できるよう、定期的を実施すること。
分離液の地下浸透防止対策		汚泥からの分離液の地下浸透を防止する適切な方法とすること。

### (3-1) 汚泥の乾燥施設（機械式）

基準項目	対応状況	参考
乾燥温度の調節方法		汚泥の性状に応じて適切な乾燥温度を保つことができるよう、温度調節を行うこと。
排ガスのばい煙検査		生活環境保全上必要な排ガスの性状確認が行える頻度で実施すること。

### (3-2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

基準項目	対応状況	参考
天日乾燥床の点検		床面の機能保全のため必要な項目を定期的に確認する計画とすること。
汚泥等の流出又は地下浸透の防止措置		汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下浸透するおそれがある場合、適切に対応すること。

### (4-1) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB 等、産業廃棄物の焼却施設

基準項目	対応状況	参考
廃棄物の均一化の方法		焼却前の廃棄物の性状等を均一化するために適切な混合方法であること。(ピット・クレーン方式の場合に限る。)
燃焼室への投入方法		外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に投入できる方法とすること。
燃焼室中の燃焼ガス温度		800℃以上(PCB 等の焼却施設にあっては 1,100℃以上。無害化施設は 850℃)に保つこと。
燃焼状態の管理		焼却灰の熱しやく減量が 10%以下となる燃焼状態を管理できる方法とすること。
適切な炉温管理		助燃装置を作動させる等して、開始時の速やかな炉温上昇、停止時の廃棄物の完全燃焼ができる管理をすること。
燃焼室燃焼ガスの温度測定等		燃焼室中の燃焼ガスの測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
燃焼ガスの冷却方法		集じん器流入前の燃焼ガスを概ね 200℃以下に冷却する方法、及びその管理体制を示すこと。
冷却後燃焼ガスの温度測定等		冷却後の燃焼ガスの測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
堆積したばいじんの除去		冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去する方法、頻度等を具体的に示すこと。
排ガス中の CO 濃度の管理		排ガス中の CO 濃度が 100ppm 以下となる燃焼状態の管理方法を具体的に示すこと。

排ガス中の CO 濃度の測定等		排ガス中の CO 濃度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
排ガス中のダイオキシン類濃度の管理		排ガス中の DXN 類濃度が、規制基準値以下となる維持管理方法を具体的に示すこと。
排ガス中のダイオキシン類濃度及びばい煙量又はばい煙濃度の測定等		DXN 類濃度については毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度については六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
排ガスによる生活環境保全上の支障防止方法		排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための管理方法とすること。
排ガス洗浄（冷却）水の飛散・流出防止措置		排ガス洗浄水等の飛散・流出による生活環境保全上の支障が生じないようにするための管理方法とすること。
ばいじんと焼却灰の排出、貯留方法		ばいじんと焼却灰を分離して排出し、それぞれ貯留することができる方法とすること。
ばいじん又は焼却灰の処理方法		
溶融	融点の温度管理	灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を融点以上に保つことができる管理方法とすること。
焼成	焼成温度の管理	焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つことができる管理方法とすること。
	焼成炉中の温度測定等	焼成炉温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
セメント固化	セメント等との混合状態の管理	ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合できる方法とすること。
PCB 等の場合		
燃え殻の性状		燃え殻に含まれる PCB の濃度が、0.003mg/l以下(溶出試験)となる燃焼状態の管理方法とすること。
排ガス中の PCB 濃度の測定等		PCB 濃度については六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
処理に伴う排水の放流水質測定等		放流水中の PCB 含有量、n-Hex 抽出物質含有量、pH を六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
廃油、PCB 等の場合		
廃油の地下浸透防止対策		廃油の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
流出防止堤等の点検等		流出防止堤の機能保全のため必要な頻度で点検し、かつ、異常時の対応方法が適切なものであること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。

(4-2) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB 等、産業廃棄物の焼却施設（ガス化改質）

基準項目		対応状況	参考
ガス化時間の調節			廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化に必要な時間を適切に調節できる方法とすること。
ガス化設備内の温度管理			廃棄物のガス化に必要な温度を保つことができる管理方法であること。
改質設備内の温度管理			ガスの改質に必要な温度を保つことができる管理方法であること。
改質設備内の温度測定等			改質設備内のガス温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
改質ガスの冷却方法			除去設備に流入する改質ガスを概ね 200℃以下に冷却する方法、その管理体制を示すこと。
冷却後改質ガスの温度測定等			除去設備に流入する改質ガスの測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
堆積したばいじんの除去			冷却設備及び除去設備に堆積したばいじんを除去する方法、頻度等を具体的に示すこと。
除去設備出口での改質ガスのダイオキシン類濃度の管理			除去設備出口における改質ガス中の DXN 類濃度が、0.1ng/m <sup>3</sup> 以下となる維持管理方法とすること。
除去設備出口での改質ガス中のダイオキシン類濃度及びばい煙量又はばい煙濃度の測定等			DXN 類濃度については毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度については六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
ばいじんと焼却灰の排出、貯留方法			ばいじんと焼却灰を分離して排出し、かつ、それぞれ貯留することができる方法とすること。
ばいじん又は焼却灰の処理方法			
溶融	融点の温度管理		灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を融点以上に保つことができる管理方法とすること。
焼成	焼成温度の管理		焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つことができる管理方法とすること。
	焼成炉中の温度測定等		焼成炉温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
セメント固化	セメント等との混合状態の管理		ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合できる方法とすること。
火災発生防止措置			適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。

(4-3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB 等、産業廃棄物の焼却施設（電気炉等）

基準項目		対応状況	参考
適切な炉温管理			助燃装置を作動する等、廃棄物を焼却し、かつ、溶鋼を得るために必要な温度を保つことができる管理方法であること。

溶鋼の温度測定等		溶鋼の炉内又は炉出口での温度測定における測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
燃焼ガスの冷却方法		集じん器流入前の燃焼ガスを概ね 200℃以下に冷却する方法、その管理体制を示すこと。(製網の用に供する電気炉に限る。)
集じん器流入ガスの温度測定等		集じん器に流入する冷却後の燃焼ガスの測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
堆積したばいじんの除去		排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去する方法、頻度等を具体的に示すこと。
排ガス中のダイオキシン類濃度の管理		排ガス中の DXN 類濃度が、規制基準値以下となる維持管理方法を具体的に示すこと。
排ガス中のダイオキシン類濃度及びばい煙量又はばい煙濃度の測定等		DXN 類濃度は三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度は六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
排ガスによる生活環境保全上の支障防止方法		排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための管理方法とすること。
排ガス洗浄（冷却）水の飛散・流出防止措置		排ガス洗浄水等の飛散・流出による生活環境保全上の支障が生じないようにするための管理方法とすること。
ばいじん又は焼却灰の処理方法		
溶融	融点の温度管理	灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を融点以上に保つことができる管理方法とすること。
焼成	焼成温度の管理	焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つことができる管理方法とすること。
	焼成炉中の温度測定等	焼成炉温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
セメント固化	セメント等との混合状態の管理	ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合できる方法とすること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。

#### (5) 油水分離施設

基準項目	対応状況	参考
廃油の地下浸透防止対策		廃油の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
流出防止堤等の点検等		流出防止堤の機能保全のため必要な頻度で定期的に点検し、異常時の対応方法が適切なものであること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。

(6) 中和施設

基準項目	対応状況	参考
中和槽内の pH の測定方法		中和槽内の pH の測定位置、測定方法、測定頻度等具体的に示すこと。
中和剤等の供給量の管理		廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を、中和処理に適したものに調節できる管理方法とすること。
混合状態の管理		廃酸又は廃アルカリ及び中和剤を十分混合することができる管理方法とすること。
廃酸・廃アルカリの地下浸透防止対策		廃酸又は廃アルカリの地下浸透を防止する適切な方法とすること。

(7) 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設

基準項目	対応状況	参考
粉じん防止措置		破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を適切に防止できる管理方法とすること。

※ 以下、廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合

成型設備		
設備内のちりの除去		運転開始前に設備内のちりを除去することとし、除去の方法を具体的に示すこと。
設備への投入方法		廃棄物の投入を定量ずつ連続的に行える管理方法を具体的に示すこと。
温度又は CO 濃度の測定等		成型設備内の温度又は成型設備出口における温度若しくは CO 濃度の測定位置及び連続測定の方法等を具体的に示すこと。
温度又は CO 濃度の管理		成形設備の適切な運転のために必要な温度又は CO 濃度の管理の具体的な方法を示すこと。
冷却設備		
廃プラスチック類の冷却方法		圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度まで適切に冷却できる管理方法であること。
温度の測定等		冷却設備の入口及び出口温度の測定位置、連続測定の方法等を具体的に示すこと。(水冷によるものを除く。)
温度又は CO 濃度の測定等		冷却設備内の温度又は CO 濃度の測定位置、連続測定の方法等を具体的に示すこと。(水冷によるものを除く。)
火災発生防止措置(冷却設備内で滞留する場合)		適切な火災発生防止対策であること。(冷却設備内に廃プラスチック類が滞留する場合に限る。)
温度又は CO 濃度の管理		冷却設備の適切な運転のために必要な温度又は CO 濃度の管理の具体的な方法を示すこと。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。

性状管理のための温度の測定等		廃プラスチック類の性状管理に必要な温度その他の項目を測定するための方法及び測定結果の記録方法を具体的に示すこと。 (保管設備に搬入せずに搬出する場合。)
圧縮固化した廃プラスチック類の保管設備への搬入・搬出時の対策		
廃プラスチック類の温度の測定等		廃プラスチック類の温度を測定するための方法及び測定結果の記録方法を具体的に示すこと。
廃プラスチック類の外観の確認等		廃プラスチック類の外観の目視検査の方法及び確認事項の記録方法を具体的に示すこと。
温度、外観の異常時の対応		搬出しようとする廃プラスチック類が高温である、または、粉化している場合の事故防止のための適切な対策方法であること。
保管状態の管理		
廃プラスチック類の温度の測定等		適切な性状管理のために必要な温度等の測定方法及び測定結果の記録方法を具体的に示すこと。
保管設備内の換気		常時換気する計画とすること。
廃プラスチック類の温度上昇の防止措置		保管している廃プラスチック類を定期的に入替える等、必要な放熱措置を行なうこと。
保管状態の管理（ピット等で容器を用いて保管する場合）		
容器の配置等		容器の周囲の通気を行えるように適当な間隔を空ける等の配置計画とすること。
性状把握のための温度測定等		適切な性状把握のために必要な温度測定方法を具体的に示すこと。
温度の確認		容器保管に適した温度であることを確認すること。
保管状態の管理（サイロ等の場合）		
温度又は CO 濃度の測定等		保管設備内の温度又は CO 濃度の測定位置、連続測定の方法等を具体的に示すこと。
温度等の確認		保管設備の適切な管理のために必要な温度又は CO 濃度の確認方法を示すこと。
保管状態の管理（ピット等で容器を用いないで保管する場合）		
設備内の清掃		保管設備内を定期的に清掃管理すること。
廃プラスチック類の温度上昇の防止措置		保管している廃プラスチック類を定期的に攪拌する等、必要な放熱措置を行なうこと。
廃プラスチック類の表面温度の監視		廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視する方法を具体的に示すこと。
設備内の温度の測定等		保管設備内の温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等を具体的に示すこと。
温度の確認		保管設備の適切な管理のために必要な廃プラスチック類の表面温度の確認方法を示すこと。
保管状態の管理（サイロ等での保管の場合であって保管期間が7日を超える場合）		
設備内の清掃		保管設備内を定期的に清掃管理すること。

廃プラスチック類の温度上昇の防止措置		保管している廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止する方法を示すこと。
廃プラスチック類の表面温度の監視		廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視する方法を具体的に示すこと。(保管設備に連続的に搬入する場合に限る。)
温度又は CO 濃度の測定等		保管設備内の温度又は CO 濃度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等を具体的に示すこと。
温度の確認		保管設備の適切な管理のために必要な温度又は CO 濃度の確認方法を示すこと。

#### (8) 汚泥のコンクリート固化施設

基準項目	対応状況	参考
分離液の地下浸透防止対策		汚泥からの分離液の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
混合等の管理		汚泥、セメント及び水の均一な混合のために必要な攪拌状態の管理方法を示すこと。また、混合物が安定するまで十分な養生を行なうこと。

#### (9) 汚泥のばい焼施設

基準項目	対応状況	参考
分離液の地下浸透防止対策		汚泥からの分離液の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
排ガスのばい煙検査		生活環境保全上必要な排ガスの性状確認が行える頻度で実施すること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。
汚泥投入方法の管理		ばい焼室の温度をおおむね 600℃以上にしてから投入する管理方法とすること。
ばい焼温度の管理		ばい焼温度を 600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないような管理方法とすること。
水銀ガスの回収方法		ばい焼によって生ずる水銀ガスが適切に回収できる管理方法とすること。

#### (10-1) シアン分解施設（高温熱分解施設）

基準項目	対応状況	参考
分離液、廃酸又は廃アルカリの地下浸透防止対策		汚泥からの分離液等の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
排ガスのばい煙検査		生活環境保全上必要な排ガスの性状確認が行える頻度で実施すること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。
投入方法の管理		分解室の出口温度を概ね 900℃以上にしてから投入する管理方法とすること。

分解室温度の管理		分解室出口温度を 900℃以上に保つとともに、異常な高温となることを防止する管理方法を示すこと。
----------	--	--

(10-2) シアンの分解施設（酸化分解施設）

基準項目	対応状況	参考
分離液、廃酸又は廃アルカリの地下浸透防止対策		汚泥からの分離液等の地下浸透を防止する適切な方法とすること。
分解槽内の pH の測定		生活環境保全上必要な排ガスの性状確認が行えるよう、定期的に行う計画とすること。
火災発生防止措置		火災発生防止のための適切な対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。
投入方法の管理		分解室の出口温度を概ね 900℃以上にしてから投入する管理方法とすること。
ばい焼温度の管理		分解室出口温度を 900℃以上に保つとともに、異常な高温となることを防止する管理方法を示すこと。

(11) 廃石綿等、石綿含有廃棄物の熔融施設

基準項目	対応状況	参考
熔融炉への投入方法		外気と遮断した状態で投入できる方法とすること。
熔融炉中の廃棄物の温度		速やかに 1,500℃以上にし、この温度を保つこと。
炉内の滞留時間の管理		熔融処理に必要な滞留時間を調節できる管理方法であること。
熔融炉内の温度測定等		熔融炉内の温度の測定位置、連続測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
排ガス中の石綿濃度の測定等		排ガス中の石綿濃度について六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
熔融処理生成物の確認		熔融処理生成物の適合状況について、六月に一回以上の頻度で測定・記録すること。
排ガスによる生活環境保全上の支障防止方法		排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための管理方法とすること。
堆積したばいじんの除去		排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去する方法、頻度等を具体的に示すこと。
熔融処理生成物の流動状態の確認		熔融処理生成物の流動状態により、熔融炉が適切に稼動していることを定期的を確認する管理方法とすること。
火災発生防止措置		適切な火災発生防止対策であること。 消火栓、消火器等を設置し、適切な管理を行うこと。
投入前に破砕を行う場合		
破砕物の連続監視		投入する前の廃棄物を連続監視し、破砕に適さないものが破砕されないような管理方法とすること。
粉じん防止措置		破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を適切に防止できる管理方法とすること。

集じん器出口ガスの石綿濃度の測定等		集じん器出口の排ガス中の石綿濃度について六月に一回以上の頻度で測定・記録する計画とし、測定位置、測定の方法、記録媒体の種類等具体的に示すこと。
堆積したばいじんの除去		集じん器に堆積したばいじんを除去する方法、頻度等を具体的に示すこと。

## 施設の維持管理計画書

### 2 最終処分場

#### (1) 安定型最終処分場

基準項目	対応状況	参考
飛散防止措置		廃棄物の飛散防止のための具体的な方法を示すこと。
流出防止措置		廃棄物の流出防止のための具体的な方法を示すこと。
悪臭発散防止措置		悪臭を周辺に発散させないような具体的な方法を示すこと。
防火対策		火災発生防止のため、処分場内での焼却禁止、埋立地内での火気使用禁止、消火設備の設置、火気取締り責任者の設置、消火体制の整備、消火設備の点検方法等を示すこと。
ねずみの生息及び衛生害虫の発生防止措置		薬剤の散布等の対応方法を示すこと。
立札等の管理		内容の変更があった場合に表記を変更し、見やすい状態とする管理を行なうこと。
擁壁等の維持管理		
擁壁等の点検方法		擁壁等の点検項目、点検頻度を具体的に示すこと。
擁壁等の損壊防止措置		擁壁等が損壊するおそれのある場合の対策を記載すること。
残余容量の測定・記録		残余容量の測定計画及び測定方法を具体的に示すこと。
維持管理記録の作成、保存		作成する具体的な記録等の種類、それら記録の保存方法及び保存期間などを具体的に示すこと。
囲い等の管理		埋立地周囲の囲いは、みだりに人が立ち入ることを防止できるような管理を行ない、また門扉の施錠管理を行なうこと。 杭等は、埋立地の範囲を明らかにできる管理を行なうこと。
展開検査		
展開検査の方法		展開検査の実施方法、結果の記録方法等を具体的に示すこと。
付着・混入時の対処方法		展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた場合の対処方法を具体的に示すこと。
周縁地下水の水質検査		
周縁地下水の水質検査の方法		地下水等検査項目について、測定位置、測定方法、測定頻度等を具体的に示すこと。
水質悪化の際の措置		周縁地下水の水質が悪化していることが認められた場合の原因調査及び対処方法を具体的に示すこと。
浸透水の水質検査		
浸透水の水質検査の方法		必要項目について、測定位置、測定方法、測定頻度等を具体的に示すこと。

水質基準不適合時の対応		浸透水の水質基準不適合の場合の廃棄物の搬入、埋立処分中止その他生活環境保全のために講じる措置を具体的に示すこと。
埋立処分が終了した部分について		
最終覆土の実施		埋立が終了した部分の最終覆土の実施計画について、具体的な方法を示すこと。
最終覆土の損壊防止措置		最終覆土の損壊防止のための具体的な管理方法を示すこと。
法面保護措置		埋立地の切土又は盛土法面の侵食防止のために講じる措置を具体的に示すこと。
埋立地周囲の開渠等の管理		開渠の機能保全のため、堆積した土砂等の除去等の管理方法を具体的に示すこと。
埋立方法		遮水工の保護、埋立地への投入方法、均一な締め固め、覆土、掘り起こしの禁止、埋立法面勾配等の具体的な埋立方法を示すこと。
作業時間		原則としてAM8:00～PM6:00とする。
図面等の配備		処分場の構造、埋立状況等を確認することができる図面等を管理事務所に常備すること。
覆土用土砂の確保の方法		覆土用土砂の確保方法を示すこと。
搬入路等の管理		搬入路等の清掃、補修の実施体制、交通安全対策を示すこと。
※必要に応じて遮水工等を設置した場合		
遮水工の維持管理		
遮水工の損壊防止措置		廃棄物の荷重等の負荷による損壊防止の具体的な対策を記載すること。
遮水工の点検		遮水工の機能保全のため、必要な定期点検の点検項目、点検頻度等を具体的に示すこと。
遮水効果の機能回復措置		定期点検の結果、遮水効果の機能が低下するおそれがある場合の機能回復のための具体的な対策を記載すること。
浸出液処理設備		
放流水の管理		放流水の水質を排水基準等に適合させるための管理方法を具体的に記載すること。
設備の点検方法		浸出液処理設備の機能保全のため、必要な定期点検の点検項目、点検頻度等を具体的に示すこと。
設備の機能保全措置		定期点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常を認めた場合の機能回復のための具体的な対策を記載すること。
放流水の水質検査		放流水の水質検査について、測定位置、測定方法、測定項目毎の測定頻度等を具体的に示すこと。

(2) 管理型最終処分場

基準項目	対応状況	参考
飛散防止措置		廃棄物の飛散防止のための具体的な方法を示すこと。
流出防止措置		廃棄物の流出防止のための具体的な方法を示すこと。
悪臭発散防止措置		悪臭を周辺に発散させないような具体的な方法を示すこと。
防火対策		火災発生防止のため、処分場内での焼却禁止、埋立地内での火気使用禁止、消火設備の設置、火気取締り責任者の設置、消火体制の整備、消火設備の点検方法等を示すこと。
ねずみの生息及び衛生害虫の発生防止措置		薬剤の散布等の対応方法を示すこと。
立札等の管理		内容の変更があった場合に表記を変更し、見やすい状態とする管理を行なうこと。
囲い等の管理		埋立地周囲の囲いは、みだりに人が立ち入ることを防止できるような管理を行ない、また門扉の施錠管理を行なうこと。 杭等は、埋立地の範囲を明らかにできる管理を行なうこと。
擁壁等の維持管理		
擁壁等の点検方法		擁壁等の点検項目、点検頻度を具体的に示すこと。
擁壁等の損壊防止措置		擁壁等が損壊するおそれのある場合の対策を記載すること。
遮水工の維持管理		
遮水工の損壊防止措置		廃棄物の荷重等の負荷による損壊防止の具体的な対策を記載すること。
遮水工の点検方法		遮水工の機能保全のため、必要な定期点検の点検項目、点検頻度等を具体的に示すこと。
遮水効果の機能回復措置		定期点検の結果、遮水効果の機能が低下するおそれがある場合の機能回復のための具体的な対策を記載すること。
周縁地下水の水質検査		
周縁地下水の水質検査の方法		地下水等検査項目について、測定位置、測定方法、測定頻度等を具体的に示すこと。
水質悪化の際の措置		周縁地下水の水質が悪化していることが認められた場合の原因調査及び対処方法を具体的に示すこと。
雨水浸入防止措置		埋立地内への雨水の浸入防止のための具体的な対策を示すこと。(保有水等集排水設備を設置しない処分場の場合)
調整池の維持管理		
調整池の点検		調整池の機能保全のため、必要な定期点検の点検項目、点検頻度等を具体的に示すこと。
調整池の保全措置		定期点検の結果、調整池が損壊するおそれがある場合の機能回復のための具体的な対策を記載すること。

浸出液処理設備		
放流水の管理		放流水の水質を排水基準等に適合させるための管理方法を具体的に記載すること。
設備の点検方法		浸出液処理設備の機能保全のため、必要な定期点検の点検項目、点検頻度等を具体的に示すこと。
設備の機能保全措置		定期点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常を認めた場合の機能回復のための具体的な対策を記載すること。
放流水の水質検査		放流水の水質検査について、測定位置、測定方法、測定項目毎の測定頻度等を具体的に示すこと。
埋立地周囲の開渠等の管理		開渠の機能保全のため、堆積した土砂等の除去等の管理方法を具体的に示すこと。
発生ガスの排除		埋立地から発生するガスを通気装置等により排除するための対策を具体的に示すこと。
残余容量の測定・記録		残余容量の測定計画及び測定方法等を具体的に示すこと。
維持管理記録の作成、保存		作成する具体的な記録等の種類、それら記録の保存方法などを具体的に示すこと。
埋立処分が終了した部分について		
最終覆土の実施		埋立が終了した部分の最終覆土の実施計画について、具体的な方法を示すこと。
最終覆土の損壊防止措置		最終覆土の損壊防止のための具体的な管理方法を示すこと。
法面保護措置		埋立地の切土又は盛土法面の侵食防止のため講じる措置を具体的に示すこと。
埋立方法		遮水工の保護、埋立地への投入方法、均一な締め固め、覆土、掘り起こしの禁止、埋立法面勾配等の具体的な埋立方法を示すこと。
作業時間		原則としてAM8:00～PM6:00とする。
図面等の配備		処分場の構造、埋立状況等を確認することができる図面等を管理事務所に常備すること。
覆土用土砂の確保の方法		覆土用土砂の確保方法を示すこと。
搬入路等の管理		搬入路等の清掃、補修の実施体制、交通安全対策を示すこと。

## 施設の維持管理計画書

### 3 積替え又は保管施設

基準項目	対応状況	参考
<b>積替え場所</b>		
囲いの点検方法		積替え場所の周囲の囲いの点検方法、点検回数、異常時の対応方法。
表示の管理方法		積替えの場所であることが分かる表示を行なうこと。
飛散防止措置		積替えの場所からの廃棄物の飛散防止のための具体的な方法を示すこと。
流出防止措置		積替えの場所からの廃棄物の流出防止のための具体的な方法を示すこと。
地下浸透防止措置		積替えの場所において廃棄物が地下に浸透しないような具体的な防止方法を示すこと。
悪臭発散防止措置		悪臭を積替えの場所の周辺に発散させないような具体的な方法を示すこと。
衛生害虫等の発生防止措置		薬剤の散布等の対応方法を示すこと。
仕切りの点検方法		石綿含有廃棄物がその他のものと混合することが無いように設けた仕切りの点検方法、点検回数、異常時の対応方法。
<b>保管場所</b>		
囲いの点検方法		積替えのための保管場所の周囲の囲いの点検方法、点検回数、異常時の対応方法。
表示の管理方法		積替えのための保管場所であることが分かる表示を行なうこと。
飛散防止措置		積替えのための保管場所からの廃棄物の飛散防止のための具体的な方法を示すこと。
流出防止措置		積替えのための保管場所からの廃棄物の流出防止のための具体的な方法を示すこと。
地下浸透防止措置		積替えのための保管場所において廃棄物が地下に浸透しないような具体的な防止方法を示すこと。
排水溝、不浸透性床面の点検方法		保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合に設ける排水溝、底面の維持管理方法を示すこと。
悪臭発散防止措置		悪臭を積替えのための保管場所の周辺に発散させないような具体的な方法を示すこと。
衛生害虫等の発生防止措置		薬剤の散布等の対応方法を示すこと。
仕切りの点検方法		石綿含有廃棄物がその他のものと混合することが無いように設けた仕切りの点検方法、点検回数、異常時の対応方法。
<b>廃棄物の取扱い方法</b>		
荷姿の保持		排出事業所から排出された時点での荷姿のまま取り扱い、選別・解体等を行なってはならない。

容器の利用		集約することで性状、形状が変化する可能性のある廃棄物は、排出事業所から容器を用いて取り扱うこと。
混合の禁止		異なる排出事業所の廃棄物の混合及び種類の異なる廃棄物等との混合は行なわないこと。
囲い等の管理		事業場周囲の囲いは、みだりに人が立ち入ることを防止できるような管理を行なうこと。
搬入路等の管理		搬入路等の清掃、補修の実施体制、交通安全対策を示すこと。
維持管理記録の作成、保存		作成する具体的な記録等の種類、それら記録の保存方法及び保存期間などを具体的に示すこと。
防火対策		火災発生防止のため、消火設備の設置、火気取締り責任者の設置、消火体制の整備、消火設備の点検方法等を示すこと。

(別紙7)

生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を及ぼす おそれのある項目	施設等における発生源	影響を及ぼすおそれのある項目に 対する具体的な対策
大気質			
騒音			
振動			
悪臭			
水質			
その他			

(別紙8)

災害防止計画書

廃棄物の飛散及び流出の 防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の 汚染の防止に関する事項	
火災の発生の防止に 関する事項	
その他最終処分場に係る 災害の防止に関する事項	

(最終処分場の設置等計画の場合に限り作成してください。)

(別紙9)

事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

1 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機会装置費	
重機備品費	
その他	
計	

2 施設の維持管理に要する年間費用

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

3 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

※金融機関等の融資証明を添付は要しません。

(別紙10-1)

### 生活環境影響調査方法書

本書は、設置協議の対象となる施設が、周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを調査するのに先立ち、当該地域の生活環境の現況の把握、調査対象地域の設定及び生活環境影響調査項目の選定その他必要事項に関する計画又は方法を示し、これに対して関係地域住民等から生活環境保全上の意見を得ることで、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされた施設の設置等を行うことを目的として作成するものである。

#### 1 生活環境影響調査を実施する施設

施設の種類		
施設の処理方式		
施設の処理能力		
処理する廃棄物の種類	性状	その他特記事項

#### 2 生活環境影響調査方法の整理

##### (1) 施設設置等により生活環境に影響を与えると思われる要因及び生活環境影響調査項目の選定

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目					
	大気環境	大気質				
騒音						
振動						
悪臭						
水環境	水質					
	地下水					

- ※1 「生活環境影響要因」とは、「煙突排ガスの影響」、「施設排水の排出」など、施設の設置等の計画により周辺生活環境に影響を及ぼすと考えられるものをいう。影響の程度の大小に関係なく、生活環境に影響を及ぼす可能性のある要因を洗い出すこと。
- ※2 「生活環境影響調査項目」とは、大気質：SOx、NOx、粉じん等、水質：BOD、COD等、騒音・振動：騒音レベル、振動レベル、悪臭：特定悪臭物質、臭気濃度等が挙げられる。項目については計画内容に応じた選定を行うこと。
- ※3 「地下水」とは、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響を調査するものである。

##### (2) 調査項目において、今回の生活環境影響調査に含めないものとその理由

--

### 3 現況把握の方法

現況把握は影響の予測を行う上で必要とされる程度で行い、必要な限度において自然的条件及び社会的条件の把握も行うこと。

#### (1) 選定した生活環境影響調査項目の現況把握の方法

##### ア 文献調査

生活環境影響調査項目	利用予定文献・資料名	利用可能とした理由

##### イ 現地実測調査

生活環境影響調査項目	調査時期（期間）	調査場所	調査方法

(2) 自然的及び社会的状況の現況把握の方法（自然的条件とは、気象、水環境、土壌及び地形等が、また、社会的状況とは人口、産業、土地利用、交通等が挙げられる。）

##### ア 文献調査

生活環境影響調査項目	利用予定文献・資料名	利用可能とした理由

##### イ 現地実測調査

生活環境影響調査項目	調査時期（期間）	調査場所	調査方法

### 4 予測調査対象地域・範囲の設定

施設の種類及び規模並びに立地場所の気象条件等の自然的条件・社会的条件を踏まえて地域を設定すること。地域設定に当たっては各調査項目ごとに適切な範囲で設定し、図面等を用いて設定した地域の範囲を示すこと。

### 5 施設配置による影響の予測方法及び分析方法

調査項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法等を選定すること。

### 6 その他事項

(別紙10-2)

### 地質等調査方法書

本書は、設置場所の切土、盛土の勾配及び基礎地盤の決定方法、並びに地下水の影響の調査方法を示し、これに対して周辺地域住民等から生活環境保全上の意見を得ることで、最終処分場の構造の決定に際し、適正な配慮がなされた施設の設置を行うことを目的として作成するものである。

#### 1 調査方法の整理

##### (1) 地質により影響を受けると思われる要因及び地質調査項目の選定

		地質調査箇所					
		地質調査項目					
斜面の傾斜角度の決定	切土法面						
	盛土法面						
	搬入路						
	その他						
構造物等の基礎地盤の決定	擁壁、 えん堤、 遮水工、 集水設備						
地下水の 位置と影響							

※「地下水」については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響を調査するものである。

※周辺地下水の監視に適した井戸の選定を行う場合は、これに含めてもよい。

##### (2) 調査項目において、今回の生活環境影響調査に含めないものとその理由

--

## 2 現況把握の方法

現況把握は影響の予測を行ううえで必要とされる程度で行い、必要な限度において自然的条件の把握も行うこと。

### (1) 選定した地質調査項目の現況把握方法

ア 既存資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）又は現地踏査

--

イ 物理探査、サウンディング、ボーリング（調査項目毎に、場所及び方法を記載すること。）

--

### (2) 地下水の現況把握方法

ア 既存資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）又は現地踏査

--

イ 物理探査、サウンディング、ボーリング（調査項目毎に、場所及び方法を記載すること。）

--

## 3 試料採取の対象場所、土質試験の方法

最終処分場の種類及び規模並びに構造物等の位置を踏まえて場所を設定し、図面等を用いて示すこと。土質試験の方法並びに岩及び土の分類方法を示すこと。

--

## 4 地下水の水位による影響の予測方法及び沈下の防止方法

地下水位の分布又は地下水圧、透水層若しくは帯水層又は不透水層の広がり、地下水脈の方向又は水脈若しくはかん養源などの調査方法、構造物等への影響、地下水の集水量の把握方法、基礎地盤の沈下量の予測方法を示すこと。

--

## 5 その他事項（断層及び活断層の診断の予定がある場合）

--

(別紙11)

## 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書

平成 年 月 日

(あて先) 高 崎 市 長

協 議 者  
住 所  
氏 名

印

私は（当法人は）、関係地域住民等との合意形成に向け、次のとおり誠実に対応することを申し立てます。

### 1 説明会の開催

規程第12条に基づく説明会を実施する場合には、事前協議書に記載されている廃棄物処理施設設置等の計画内容を関係地域内の住民に周知するため、次の町内会の町内会員に対し速やかに説明会を開催いたします。

( )

### 2 合意書の取得

規程第18条に基づき市長から合意書取得の指示があった場合には、次に掲げる事項及び合意形成手続きの中で合意に至った事項に関して合意書の取得を行います。

- (1) 廃棄物処理施設にかかる事前協議書及び見解書に基づき、生活環境影響調査及び関係準備業務に着手すること。
- (2) 生活環境影響調査が終了した場合は、当該調査の結果を合意対象者のほか、関係地域内の住民に対して説明すること。
- (3) 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する計画について、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全についてより一層の配慮がなされるよう努めること。
- (4) 協議者が生活環境影響調査のため、合意対象者が権原を有する土地又は建物等への立入り、又は観測器具等を設置する必要があるときは、当該土地又は建物等の使用に協力すること。
- (5) 協議者は事前協議書及び見解書の内容を遵守するとともに、この合意書が締結された以後においても関係地域住民等に誠実ある対応をすること。

### 3 生活環境保全協定の締結

規程第24条に基づき、市長又は関係地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定締結に向け誠実に対応します。

(別紙12)

事前協議書提出確認書

平成 年 月 日

(甲) 住所  
氏名

様

(乙) 住所  
氏名

印

〇〇（以下「甲」という。）が、設置等を計画している下記の廃棄物処理施設について、私〇〇（以下「乙」という。）は、1から3に記載する事項を確認しました。

- 1 甲が、下記の廃棄物処理施設（以下「当該施設」という。）の設置等を計画していること。
- 2 甲が、当該施設の設置等に向け、高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（以下「規程」という。）第7条に基づく廃棄物処理施設設置等事前協議書を高崎市長あて提出する予定であること。
- 3 上記2の場合において、乙が所有する下記の土地において当該施設の設置等が計画されていることが公告されるとともに、事前協議規程に基づくその他の手続きが実施される予定であること。

記

事前協議の内容				
施設の種類				
処理する廃棄物の種類				
施設の設置場所	地番	地目	地籍	備考
備考				
この事前協議書提出確認書は、乙が有する物権その他の権利及び規程に基づき今後実施される予定である諸手続きにおいて、乙が行う意思表示その他の行為に対して、何ら効力を有さないものです。				